

『起業家、中小・ベンチャー企業経営者のための資金調達、金融』最新レポート

資金調達サポート会 代表 吉田 学 発行

令和2年12月8日に「総合経済対策」が公表されました！

政府は12月8日に、「新型コロナウイルスの感染拡大防止策」「ポストコロナに向けた経済構造の転換」「国土強じん化」の3つを柱とした新たな経済対策(国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策)を閣議決定しました。

財政支出は40兆円程度、事業規模は総額73兆6000億円程度となり、政府はこれをもとに「第3次補正予算案」と「来年度(令和3年度)予算案」の編成作業に入ります。また一部メディアによると、来年の通常国会は、1月18日に召集し、冒頭に第3次補正予算案を提出し、速やかに審議を行い成立させる方針のようです。総合経済対策は全57頁に及びます。目を通すのは大変かもしれませんので、まずは、以下の概要図などから全体を把握してみてください。

<概要図>

・リンク先 <https://bit.ly/3n7m2QV>

具体的な「資金繰り対策について」ですが、主に、第2章「(1)中小・小規模事業者の経営転換や企業の事業再構築等の支援」にて触れられています。

<主な対応策について(一部)>

- ・事業再構築補助金を創設、最大1億円を補助
- ・民間金融機関の実質無利子・無担保融資を来年少3月まで実施、日本公庫等は来年前半まで実施
- ・金融機関に対して年末・年度末の資金繰り支援を要請
- ・事業承継・事業再生支援に係る体制の整備

- ・資本性ローン等の活用
- ・経営改善・事業再生・事業転換支援等を促進
- ・「経営者保証ガイドライン」特則の活用促進 など

今回の目玉施策は、「事業再構築補助金」でしょう。本補助制度は、新規事業への進出等の新分野展開、事業転換、業態・業種転換等の取組や事業再編及びこれらの取組を通じて規模の拡大を行う事業者に対して、その設備投資費用等を最大1億円補助するものです。たとえば、オンラインで注文を受ける宅配事業に転換したり、自社技術を応用して需要が高い医療機器の製造に新規参入するため設備投資を行ったりする場合などを想定しているようです。現時点における予測ではありますが、来年2月~3月には実施されるものと思われます。なお、総合経済対策の詳細については、以下をご参照ください。

・【総合経済対策】 <https://bit.ly/3gJlJhy>

また、総合経済対策の閣議決定に伴って、政府系・民間金融機関による実質無利子・無担保融資の売上高の減少要件が緩和されることになりました。具体的には、現行の「直近1ヶ月」の売上高の対前年同月比の比較に加え、「直近6ヶ月平均」の売上高の対前年同期の比較もできるようになります。12月下旬からの実施予定です。

・【詳細はこちら】 <https://bit.ly/3mb4v8W>

さらに、金融庁から「麻生金融担当大臣談話」として、民間金融機関に対して総合経済対策を踏まえた事業者支援の徹底等の要請が寄せられています。

具体的には、「プロパー融資、保証協会、条件変更などを組み合わせ支援」「経営改善や事業再生、事業転換支援等の支援」「日本公庫等の資本性劣後ローンの活用」「経営者保証ガイドライン特則、自然災害債務整理ガイドラインの特則の支援」などの迅速かつ柔軟な対応について要請がされています。

・【詳細はこちら】 <https://bit.ly/2KdASqj>

その他、「持続化給付金」「家賃支援給付金」に関しては、申請期限を1月末まで延長になります。「雇用調整助成金」に関する特例措置は3月以降、段階的に縮減されるようです。